

## ビュリダンのロバは餓死しない

大滝朝春

人間の自由意志について論じられる際にしばしば引きあいに出されるのが、「ビュリダンのロバ」の話である。すなわち、ロバが量と質の全く等しい二つの枯草の束の真中におかれると、双方からの刺激が全く等しいために、ロバはどちらの枯草を食べるか選択することができずに餓死するであろう、というのである。ビュリダンは14世紀前半におけるパリのオッカム学派の主導者で、自由意志の問題に対しては決定論の立場をとった。このロバの話は彼の著作の中には見いだされないが、彼が決定論を主張したときにひかれた例とされている。

この話においてロバが枯草を前にして餓死しなければならないのは、要するに選択の理由がないためである。すなわち、二つの枯草の束からの刺激が完全に等しければ、結局はロバにとって両者の条件が完全に等しいわけであるからどちらかを選択すべきその理由も必然性もなく、かくしてロバはどちらも選択することができないことになる、というわけである。このような推論と結論を真にうける人は、まずいないであろう。ロバはどちらかの枯草を食べるはずである。そして残りの枯草も食べるかもしれない。ただし、実際に実験を行なってその結果がデータとして得られても、問題が解明されたことにはならない。この理論がいかなる点で誤っているかが解き明かされねばならないのである。

「ビュリダンのロバ」の話が奇妙な結論に陥るのは、行為の構造が、その事象に即して適切に解明されていないがためである。話を「ロバ」から「人間」に置きかえてみよう。たとえばある人が椅子に座っていて、彼の前にある机には彼から等距離の所に、同じ量の水の入った二個の全く同じグラスが置かれているとしよう。その人は喉がかわいているとするならば、どちらかのグラスを取って水を飲むはずである。あるいは両方の水を飲むかもしれない。ところが「ビュリダン

ロバ」の話に従うなら、この喉のかわいている人は、目の前に水があるにもかかわらずそれを飲むことができないことになるのである。つまりこの人は、喉がかわいていて水を飲みたいのだが、両方のグラスからの刺激が全く等しいためにどちらのグラスの水を飲むべきかその理由を見いだせず、かくしてどちらのグラスも選択することができないことになるのである。しかし、ここで《選択》という表現が用いられているが、実は行為の構造の内実に即して四種類の《選択》が区別されねばならないのであり、そしてこのような状況における《選択》はそれらのいずれであるかが確認されねばならないのである。また、行為がその諸契機の多様な可能性の中のいずれかにおいて遂行されているからといって、必ずしもそこで選択がなされているとは限らないのであり、この点もあわせて考察されねばならない。そしてさらに、選択や行為における《任意》の種類とそれぞれの内実が、行為の構造に即して分析されねばならないのである。

《選択》という表現が用いられる典型的な場合は、人が《決意》をする時である。人が《決意》をするのは、人が《迷い》におちいる時である。ところで人は、ひとつひとつの行為について、何をどうなすかまず迷ってから決意し、選択しているわけではない。人間の一連の行為は、そこにはいくつかの《迷い》と《決意》が見られるにせよ、決して《決意》の集合から成り立っているわけではない。《迷い》はむしろ本人の意に反して不意にあらわれて行為を中断させる否定的な現象であって、人間の行為はさしあたりは、調和的に、スムーズに展開しているものである。というのも、何を、どのように、いかなる手順でなすべきかは、さしあたっては行為の流れの中でおのずと決まっていくのであって、その限りそこには迷いの生じる余地はないからである。人間の行為のこの基本的な展開の可能性の根拠は、人間の行為の根本構造に求められねばならない。

人間の行為の根本構造は二つの要因から成り立っている。その一つは目的である。つまり、人間の行為は基本的に合目的的である。行為は本来、何らかの目的のために目論まれ、遂行されているものである。この合目的的行為の中には、さしあたり時間をつぶすための行為といった消極的な目的のための行為も含まれる。この場合の行為は、一連の合目的的行為が一時的に途切れるその欠落を補うための行為である。また、行為を身体の活動と同一視してはならない。何らかの目的

のために、何もせずにじっと立っている、あるいは座っている場合も、そこでは立っている行為や座っている行為が遂行されているのである。また本人の一連の目的に反するような非合理な行為であるとか、気まぐれや出来心や好奇心による行為もやはり、特殊な型の合目的的行為である。ただしこのような場合の目的と行為は、一連の合目的性にそぐわない様相でそこからすっかり浮き上がってしまっていて、しばしば本人はそこにおいて働いている目的に対してほとんど無自覚である。またさらに、他人に強制されてなさざるを得ないような本人にとって不本意な行為も、不本意ながらも自分の生命であるとか誰かの生命や財産等々のためになさざるを得ない以上は、やはり一種の合目的的な行為である。

このように人間の行為は基本的に合目的的である。ところで人間の行為の根本構造を成しているもう一つの要因は、規範である。すなわち人間の行為は基本的に、道徳や法律、諸々の規則や掟によって、また宗級、伝統、習俗等々における様々な規範によって秩序づけられ、方向づけられているものである。人間は存在論的に社会的存在であり、何らかの規範の枠において、人間は人間たりえている。たとえある人が山の中なり孤島なりにおいて人間社会から孤立した生活を営んでいようとも、彼は存在的には非社会的存在であるが、存在論的には、社会的存在なのである。また仮に社会的規範を全く無視した生き方をしている人間がいたとしても、彼の生き方と行為は社会的規範的存在を根本条件とする人間存在の否定的欠如的な現象にすぎない。そのような人間達が集まって契約として規範を定めることによって社会が成立したわけではないのである。人間と人間の闘い、規範と規範の闘い、人々の間で結ばれる規範の契約、こういった現象は、存在論的に社会的存在である人間達の間で生じる存在的な出来事である。ただし、それでは個々の人間が先なのかそれとも社会が先なのかといった疑問が生じるかもしれないが、そのような問いは、どちらか一方がまず発生して次に他方が発生するといった図式の上に立つ問い合わせである限りは、根本的に誤った問い合わせにすぎない。

このように人間の行為の根本構造は、目的と規範とから成り立っている。これらの要因は個々の人間の行為や人々の行為を秩序づけ、脈絡づけ、意味づけ、価値づけている統制的原理である。あるいはこの両者は、人間である限りの人間の人格としての整合性を支えているその根拠ですらあるので、人間存在の統制的原

理と呼ぶこともできよう。ただし、目的と規範とはそれぞれが全く無関係な要因として機能しているわけではない。両者は密接に連関していて、しかもある場合には、あるいは見方によっては、目的も規範として機能し、規範も目的として機能しているものである。さらに、この統制的原理において、常にすでに様々な習慣が形成されている。諸々の目的と規範が、しかもそれがお互いに連関して円滑に機能しうるのは、その多くは習慣の力によるものである。また人間の行為に、その人の身体的特徴と能力や心的特徴と傾向性が関与しているのも当然である。しかしこれらの要因も、行為との動的連関において問題となる要因とされる限りにおいて、統制的原理との脈絡でとらえられるべきである。

ところでこのようなものとしての行為は、経験の一部である。というのも、行為はすべて人間の存在であり経験であるが、経験がすべて行為であるとは限らないからである。たとえば「寝る」という身体活動は行為としての経験であるが、「寝ている」という身体の状態は経験ではあっても行為ではない。また誰かに殴られて「倒れる」という身体活動は、経験ではあるが行為ではない。しかし確かにこのように行為は経験の一部ではあるが、行為の統制的原理こそが人間存在の根本条件であるがゆえに、むしろ行為にあらざる経験が行為の展開の中に組み入れられるという仕方で経験全体がとらえられるべきである。一連の経験は、行為としての経験と行為にあらざる経験との単なる組み合わせから成り立っているわけではない。しかるべき目的のために行為が遂行されるその過程において、行為にあらざる経験が、ある場合は本人の意図に即して、またある場合には本人にとって不本意な仕方で、参与するのである。また、あくび、まばたき、くしゃみ等といった生理的身体活動も行為にあらざる経験であるが、これらも特殊な型の経験として、経験全体の中に組み入れられるべきであろう。

このように目的と規範とが人間の行為の根本構造を構成している統制的原理である。この統制的原理が円滑に機能している限り、《選択》はおのずとなされ、行為は調和的に遂行される。しかも行為には、個人的あるいは共同体的な習慣によって様々な型が出来あがっていて、行為はこの型に即している限りはスムーズに展開していくものである。このように行為が調和的に展開している場合、そこで遂行されている《選択》は《決意の関与しない選択》である。つまりそこでは、

人が《迷い》を経た後に何らかの仕方で《決意》を下すことによって《選択》がなされているのではないのであって、そもそもそこでは《決意》など必要ないである。またこの場合の《選択》は《理由根拠のある選択》である。つまりこの場合、当人もしくは当の人々は、その選択について「なぜ?」とか「何のために?」と問われるなら、何らかの目的や規範や習慣などをその選択の《理由根拠》としてあげることができる。個々の行為はしかるべき目的のために、諸規範と習慣にみちびかれてスムーズに遂行され、また諸々の目的や規範は、より上位の目的や規範にみちびかれて次々と円滑に選択されていく。この場合の個々の選択は、言わばある種の必然性に従っていると言えよう。たとえば「学校で授業をする」という比較的上位の目的のもとでは、この目的を果たすために、「朝の8時には家を出る」「某バス停に向かう」「バスに乗る」「某バス停でバスを降りて学校まで歩く」「教室に入る」「授業を始める」といった下位の諸目的が次々と選択されていく。そしてそれぞれの下位の目的のもとに、個々の行為が次々と選択され、遂行されていく。次々と目的が立てられ行為が遂行されるのは、そこに理由根拠がある種の必然性において働いているからであり、しかもその働きの大部分が習慣になっているからである。

ところで人間の行為の展開においてしばしば、《選択》はおのずとなされて行為は調和的に遂行されるのだが、そこに統制的原理の働いていない場合がある。その場合の《選択》は、行為が調和的に遂行されるところの《決意の関与しない選択》であるが、しかしそれはまたいかなる目的や規範によっても動機づけられていないところの《理由根拠のない選択》である。したがってその行為について「なぜ?」とか「何のために?」と問われても、当人は何ら《理由根拠》をあげることができない。たとえばある人がバスに乗ると、入口から等距離にある条件の全く等しい二つの座席が空いていたとしよう。そしてその一方がお年寄り優先席というわけでもなく、また何らかの理由でどちらの席に座った方がより好ましいというわけでもなく、およそいかなる目的や規範に照らしてもその人にとって二つの座席に違いはないとしよう。その場合、その人にとっては特にどちらかに座るべき理由はなく、どちらに座るにせよそれは《任意》であって、《選択》にあたって《決意》は必要ない。したがってこの人が何らかの事情で迷うことがな

い限り、「座席に座る」という行為はスムーズに遂行されるのである。その人はただちにどちらかに座るであろう。この「どちらかの座席に座る」という行為は、「座席に座る」という行為を遂行する際に、その行為と共に結果するにすぎない行為である。このような場合、選択肢はすべて等価であり、そのいずれを選んでも同様に目的は達成できる以上、《選択》に《理由根拠》は必要ないのである。つまりこの場合の《選択》は、《決意が必要でない、理由根拠がない》という意味で《任意》である。

ただし、《決意の関与しない選択》が《理由根拠のある選択》と《理由根拠のない選択》に分けられたが、この区別はあくまでも理念であって、実際問題としては両者のいずれであるかはしばしば人と状況に応じて相対的である。というのも、後者においては選択肢がすべて等価であるのがその特徴であるが、現実問題としては、選択肢間に何らかの差異がある場合にそれが選択に際して関与するか否かは人によって異なり、また同一人物であってもそのつどの状況によって異なるものだからである。選択にあたって選択肢がすべて等価であるか否かは、選択肢間には客観的にいかなる差異が、またどの程度の差異があるのかといった視点のみによっては、必ずしも決まらないものである。

これまでの考察の対象は、調和的に遂行される限りでの行為であった。ところがしばしば、行為の過程においてその調和が乱れ、一時的に行行為が中断されることがある。というのも、人間の行為は目的と規範と習慣によってあくまでも動機づけられるという意味において統制されているのであって、ひとつひとつの行為がすべてこれらによって機械的に決定されているのではないからである。個々の選択、個々の行為は、決定されてはいないという意味で他でありうるのである。そして行為の調和的な流れ、そのスムーズな展開が乱れる場合は、人が迷う場合である。勿論、迷いの内実や本人の性格、迷いに関連する状況や当人が生活している環境などによって、ほんの少し迷っただけで決意のつく場合からかなり迷わねば決意のつかない場合に至るまで、迷いの程度はそのつど実に様々である。先の例で言えば、彼がバスを降りて学校へ向かう途中で、今日は天気がよいので少し回り道をして行こうかとふと思う場合とか、たまたま知人と会って、学校へは少し遅れるかもしれないが喫茶店で話でもしてから行こうかと思う場合とか、

何らかの事情で授業をする気になれなくて今日は休講にして映画でも見ようかとしばらく迷う場合等々と言ったように、人は様々な場合に様々な程度で迷うものである。そしてこの迷う場合とは、目的や規範や習慣が何らかの事情で一時的に円滑に機能しえなくなる場合である。それはたとえば、予定外、予想外の人や出来事と遭遇する場合、両立し得ない諸目的がお互いに対立する場合、両立し得ない諸規範がお互いに対立する場合、目的と規範とが対立する場合、個人的な利害と他人や社会の利害とが相容れない場合、出来心や好奇心にかられる場合、全く新たな状況に直面することによってそれまで統制的原理として機能してきた諸目的と諸規範が統制的原理として不十分になる場合、きわめて特殊な経験による強烈な衝撃を受けることによって、あるいは長い年月にわたって様々な経験が徐々に統制的原理に作用を及ぼすことによって、それまで自明であったはずの諸目的や諸規範が自明でなくなり、統制的原理の内部構造が動搖をきたす場合などである。

このように人が《迷い》を経た後に行なう《選択》は、《決意の関与する選択》である。そしてこの《決意の関与する選択》のほとんどは、先にあげられた例にも見られるように、《理由根拠のある選択》である。つまり人が迷った後に選択肢の中からいずれかを選択するそのほとんどの場合、人は何らかの《理由根拠》によって選択しているものである。したがってほとんどの場合、「なぜ？」とか「何のために？」と問われるなら、当人もしくは当の人々は何らかの《理由根拠》をあげることができるものである。勿論その場合の《理由根拠》が、実は人には正直に言えない好ましからぬたぐいのものであったり、何らかの事情で当人にとっては不本意な根拠であったり、また時には自分自身に言い聞かせるために無理にこじつけた理由であったりすることもある。しかしどにかくこの場合の《選択》は、何らかの《理由根拠》によって《決意》が下される《選択》である。そしてこの《選択》は、それが《決意の関与する選択》であるがゆえに、《権利上は本人が決定する》という意味において《任意》である。勿論、選択が放棄されて誰かに一任意される場合もあるが、その場合も《権利上は本人が決定する》という原則に変わりはない。

ただし、《決意の関与する選択》は行為の調和的な流れが乱れる場合の選択の

全体を包括しているので、たとえば誰かに強制されたり脅されたりして相手の言いなりにならざるを得ない場合も、この選択がなされていることになる。たとえ自分が殺されることになろうとも、あるいは人質の命が失われることになろうとも、相手の言いなりにはならないと『決意』することは可能だからである。勿論、体をつかまれて無理やりひきずられていく場合は別である。この場合は身体が移動しているにすぎないのであって、行為が遂行されているわけではないからである。

ところで人は時には、『理由根拠』となるものが全くないにもかかわらず『決意』をし、『選択』をしなければならない状況に立たされることがある。それはすなわち、絶対的に等価な選択肢の中からいはずれかを選ばなければならず、しかもどれを選ぶかによって結果が著しく異なり、その相違が当人もしくは関係する人々にとって重要な意味をもつていて、結果はどれでもよいというわけにはいかない場合である。そこで迫られている『選択』は、『決意の関与する選択』の中の『理由根拠のない選択』である。たとえば、全く未知の単語群の中から単語をいくつか選んで文章を完成する試験問題を考えてみよう。つまり、ある外国語の文章の中の単語がいくつか抜いてあって、そこに最もふさわしい単語を指定された単語群の中から選ばなければならないのだが、当の被験者はそれらの単語のいずれについても全く何も知らない場合である。その試験が当人にとってどうでもよいものか、あるいはさほど重要ではない試験であるのなら、彼は何も書かずに出て行くであろう。しかもしもそれが彼の人生を左右するような重要な試験ならば、そうはいかないであろう。ところがそれがいかに重要な試験であろうとも、彼にとって選択肢が完全に等価である以上は、問題について吟味考察のしようがないのである。彼は『決意』と『選択』を迫られていて、『選択』のためのわずかに『理由根拠』が必要なのだが、それが全く見出せないのである。

このような状況における『選択』は、『権利上は本人が決定する』という意味と、『理由根拠がない』という意味との二つの意味において、『任意』である。そしてこの場合、何を選ぶかは権利的には全く本人の自由であるが、それにもかかわらず自由意志という表現にはほとんど意味がなくなっている。彼は自らの自由意志によって選ぶと言うよりもむしろ、目をつぶって跳ぶのである。その決定

は自由というよりもむしろ、シェリングが『人間的自由の本質』において言うところの偶然である。このような『決意』や『選択』に対して「なぜ？」とか「何のために？」と問われても、本人は『理由根拠』をあげることができない。そこには統制的原理が関与する手がかりが全く与えられていないのである。

ただし、『決意の関与する選択』は『理由根拠』のある場合とない場合とに分けられるが、実際問題としてはそのどちらであるかはしばしば曖昧かつ微妙である。たとえ選択肢が完全に等価でなく、そこに決意の『理由根拠』たりうるはずの差異があるとしても、迷っている当人にとってその差異がどこまで決意の手がかりとなりうるかは、そのつどの実際の場面によって異なるものである。決意の状況や当人の性格などによっては、『理由根拠』が『理由根拠』として『選択』を動機づける場合もあれば、『理由根拠』が全くその意味を失っていて、選択肢が完全に等価であるのと何ら変わらない場合もあるであろう。また『理由根拠』のある選択は、何らかの動機で迷いが強まるにつれて次第にその『理由根拠』が『理由根拠』としての力を失っていき、『理由根拠』のない選択に限りなく近づいていくことがある。すなわちとめどなく迷いが高じるにつれて、関係するいかなる目的も規範も習慣も『理由根拠』たりえなくなり、すべての選択肢が等価と化していく場合がある。サルトルのところに相談にやってきた青年の例を思い出しがよい。祖国のために銃を取って戦うべきか、それとも年老いた母親のために残るべきか、この青年にとってはこの世界の何ものも『決意』のための『動機』たりえず、彼にとって両選択肢は完全に等価になっていたと言っても言いすぎではないであろう。

このような場合の選択について人は、選択によってもたらされるであろう結果と影響のすべてを考慮に入れた上で出来るだけ好ましい方を選択すべきである、と述べるかもしれない。この主張によれば、選択によって当人と環境世界にもたらされる様々な結果と影響のすべてを総合計算した上で、最も好ましい結果をもたらすであろうと予想される選択肢を選ぶのが、最も賢明で合理的な選択であることになる。しかしそのような考慮が容易であるのは、もたらされる諸々の結果と影響の比較や計算が容易である場合である。比較と計算が容易であるのは、結果と影響の諸要因が数量化可能な場合である。ところが現実の具体的な世界にお

いては、それ自身が数量的である要因はごく限られている。また数量的な要因間でも、それぞれの種類や価値の次元が異なれば、比較はしばしば困難である。そして人は、比較が困難であるとかほとんど不可能な場合にこそ、決意のつきがたい迷いに陥るものである。しかも我々が生活している世界における数量的表現の多くは、問題となる要因を客観的に表記し、客観的に取り扱うための手段にすぎない。関係する諸要因を手段にすぎない数値に置き換えて計算し比較しても、迷っている当人にとっては何の役にも立たないであろうじ、そのような数値自身が当人にとっては無意味であろう。こうした数値による比較計算はせいぜいが、迷っている当人が自分自身を無理やり納得させて《決意》に踏み切るための手段として役に立つにすぎない。このように選択肢の比較がきわめて困難な場合には、選択にあたって《理由根拠》たりうる要因がいかに多くあろうとも、それが《理由根拠》として選択を動機づけうる力をもたない限りは、当人にとっては選択肢はほとんど等価なのである。

以上の考察においては、《選択》が、《決意》が関与しているか否か、また《理由根拠》があるか否かという二重の視点から、四種類に分類された。ところで、行為がその諸契機の多様な可能性の中のいずれかにおいて実現されているからといって、必ずしもそこで《選択》が行なわれているとは限らない。つまり可能性としては多様ではあっても、よほど特殊な状況ででもない限りは、通常の状況ではおよそ選択肢とならない諸可能性については、そもそも《選択》が問題とならないのである。たとえば、グラスに入っている水を飲むためにグラスをつかむという行為においては、そのつかむ位置が極端に上でも下でも水を飲みにくいので、人は普通はグラスの中間あたりをつかむであろうが、しかし正確に中間のどこをつかむべきかということは問題とならないであろう。つまり、グラスの底から4cm 9mmのところをつかむべきか、それとも5cmのところにすべきか、それとも5cm 1mmにすべきか等々といったことは普通は問題とならないのであり、これらの諸可能性が選択肢となることは普通はありえないである。またチョークで黒板に字を書くためにチョークをにぎるという行為において、チョークの根本をにぎったのではチョークが折れるであろうし、先端をにぎったのでは字が書きにくいので、にぎる位置の範囲はおおよそ決まってくるであろう。しかし、根元から3cm

1 mmのところをにぎるべきか、それとも 3 cm 2 mmにすべきか等々といったことはまず問題とならないのである。黒板に書く字の大きさにしても、教室の大きさなどからおおよその範囲が決まつてくるので、要するにその範囲内で書くことになるものである。また歩く時の速さにしても、大急ぎで歩かねばならない場合、少し急いで歩かねばならない場合、別に急いではなく普通に歩けばよい場合、逆にゆっくり歩かねばならない場合、あるいはきわめてゆっくり歩かねばならない場合といったように、そのつどの場合に応じておおよその程度が決まつてくるので、その範囲内の速さであればよいのである。歩く際の歩幅、カップにコーヒーを注ぐ時のその量、コーヒーに入れる砂糖やミルクの量、文字を読む時の文字からの目の距離、料理をする際に煮たり焼いたりする時間、ドアをノックする際の力の入れ具合、人と会話をする時の声の大きさ等々についても同様である。

このように行行為において選択肢として成立していない可能性は、何かを行なおうとして行為が実際に遂行されることによってあくまでも共に結果するにすぎない。行為の主体は、結果として実現されたその可能性まで目的として目論んでいたわけではない。またその内実は、差しあたっては、当人もしくは他者の関心からはずれていて、記述の対象とはならない。現実に行行為が遂行されることによって共に結果するこのような要因は、言わば行為の無記的要素である。

行為の無記的要素は、個別的・具体的な行為の基盤である。つまり、單に行行為がしかじかのためのしかじかの行為として選択され意図されるにとどまらず、それが現実の行為として遂行される場合には、この無記的要素が無記的基盤として、まさにその行為を形成しているのである。したがってしかじかのためのしかじかの行為一般ではなく、時間的・空間的な一回限りの出来事としてのまさにその行為が成立する場合、そこには無記的基盤としての無記的要素が結果しているのである。ところでこの無記的要素には行為の統制的原理は働いていない。無記的要素は、統制的原理に動機づけられて行為が遂行されるに際して、あくまでも共に結果する要素なのである。そこで、行為の内容、目的、特徴、意味、関係している規範と習慣などの中で記述の対象となる要素を行為の形相と呼ぶならば、行為の無記的要素は行為の質料と呼ぶことができよう。形相のみでは具体的な個々の行為は成り立たないのであって、行為が実際に遂行されるに際しては、その行

行為は常に形相と質料とから成り立っているのである。

行為の形相は選択の対象となるが、行為の質料は行為の遂行に際して目的の実現と共に結果するにすぎず、それ自身は選択の対象とならない。人は行為の質料を行ふわけではないのである。また行為の形相は記述の対象となるが、行為の質料は差しあたっては無記的であり、記述の対象とはならない。このように行行為の形相と質料はそれぞれ行為を構成している異なる要素である。そして何が形相であり何が形相でないかは、人間の行為一般の型によってそのおおよそがあらかじめ定まっているものである。また人は多くの場合、この一般的な型に即して行為し、一般的な型に即して行為を記述するものである。ところが実際問題としてはこの区別はしばしば、個々の行為に際して当の契機のどの程度までが選択肢となっているのか、あるいは記述する側のそのつどの関心と問題意識によってどこまでが記述の対象となっているのかに応じて決まる相対的な区別である。と言うのも、行為の諸契機の形相とは、行為主体の目的や規範や習慣などによって、あるいは記述者の問題意識によって行為の諸契機に枠がはめられるそのおよその範囲であり、行為の質料とはその範囲内における特定の可能性であり、したがってこの範囲がずれることによって形相と質料の境目もずれることになるからである。たとえば「車を運転する」という行為を考えてみると、その「速さ」という契機はそのつどの目的と規範と状況によっておおよその範囲が定まるであろう。仮に当人が時速80kmから120kmぐらいで運転しようとしているとするなら、時速80km前後から120km前後の範囲が形相で、この範囲内のそのつどの速度は質料であることになる。また当人が時速90kmぐらいで運転しようとしているとするなら、時速90km前後が形相で、この範囲内でそのつどの速度は質料であることになる。また仮に極めて特殊な場合として、当人が時速93.6kmで運転しようとしているなら、時速93.6kmが形相で、93.60124…kmとか、93.60239…kmとかいったそのつどの速度は質料であることになる。

ただし形相と質料の区別は、このような数値上の程度の差のみに関わるわけではない。と言うのも、両者の違いは、一連の行為の中のどこまでがさらに行行為とみなされ、どこから行為とはみなされずに行為の質料とみなされるかに応じて、微妙に異なってくるからである。たとえば、「歩く」という行為の最初の振舞い

である「歩き出す」をも行為とみなすこともできるが、さらに、「右足を先に出す」または「左足を先に出す」を行為とみなすこともできよう。ところが、「歩き出す」を行為とみなして「右足を先に出す」または「左足を先に出す」をその質料とみなすこともできるはずである。右足と左足は選択肢のはずであるからそのような見方はおかしいではないか、という反論も予想はされよう。しかしこの場合、どこまで行為とみなすべきか、どこまで《選択》という表現を用いるべきかは微妙な問題である。確かに左右の足を選択肢とみなすことはできるが、しかしある人が出勤に際してたとえば右足を先に出したことが、普通は記述の対象とならないのも事実なのである。勿論、何らかの事情で左右の足が選択肢になっていて、どちらの足を先に出すべきかが《選択》の対象となる場合は別である。たとえば、ある事件の被害者が玄関のドアをあけて歩き出す際に、右足を先に出すか左足を先に出すかによってどこかでそれを見ている犯人に何らかの返答を伝えることになっている場合などを考えてみよ。

行為の形相と質料の区別がこのようにしばしば相対的であることと関連して、行為の無記的要素である質料には、《適当》という表現が意味するところにおいて《任意》であるという特徴が見られる。つまり《適当》という表現には「ほどよい」という意味と「いいかげん」という意味とがある。ところで行為の質料とは、そのつどどこまでが行為とみなされどこまでが形相的規定とみなされるかに応じて、その規定にとって問題とならない程度や領域として形相から区別される要因である。したがって行為の無記的要素は、形相の規定内において、すなわち「ほどよい」範囲内において「いいかげん」であるという意味で、《任意》なのである。またさらに行為の質料は、行為の主体が行為を遂行することによって共に結果する要因であり、その質料は当人が目論んでいたその結果であるわけでもないし、何らかの規範によってみちびかれたその結果であるわけでもない。つまり質料には統制的原理が関与していないなく、そこには《理由根拠》がないのである。したがって行為の質料は、《ほどよい範囲内でいいかげんであり、理由根拠がない》という意味において《任意》である。ただしこまでが質料とみなされるべきかは、何をどこまでを《理由根拠》たりうるとみなすかによっても左右される問題であって、微妙な局面ではしばしば明確に決定することが無理であろう。と

言うのも、行為者の様々な身体的特徴、能力、習慣、癖などのどこまでを行為の形相に含めるかに応じて、それらが《理由根拠》とみなされたりみなされなかったりすることになるからである。たとえばある人が出勤に際して右足を先に出したことに対して「なぜ？」と問われ、当人が習慣をその根拠としてあげたとしても、それが果たして《理由根拠》として十分たりうるか否かは個々の場面において微妙な問題であろう。

これまでの考察において、行為は、それが調和的に遂行されているか否か、すなわちその《選択》に《決意》が関与しているか否か、またその《選択》に《理由根拠》があるか否かという二つの視点から、次の四種類に分類された。すなわち、《決意の関与しない、理由根拠のある選択》による行為、《決意の関与しない、理由根拠のない選択》による行為、《決意の関与する、理由根拠のある選択》による行為、《決意の関与する、理由根拠のない選択》による行為の四種類である。そしてさらに、行為自身が形相と質料から成り立っていることが解明された。ただし、行為の一連の展開は、これら四種類の行為の単なる寄せ集めから成立しているわけではない。確かに一連の行為を次々と裁断して行くならば、行為は四種類のどれかに相当する諸部分へと分解されるが、実際の行為はそれら諸部分の単なる継ぎ足しによって展開していくわけではない。行為の基本的な枠組みを形成しているのは常に、《決意の関与しない、理由根拠のある選択》による行為の調和的な流れなのである。というのも、人間が人間たりえている限りは統制的原理がその原理たりえているのであって、この統制的原理が円滑に機能している行為こそが人間の行為のそもそもの基本的な前提であるからである。そしてこの調和的な流れの否定的欠如態としての《迷い》が登場する時に、《決意の関与する選択》が遂行されるのである。そしてそれが統制的原理の関与する余地のある場合であれば、《理由根拠のある選択》による行為が遂行されるのである。またしばしばこれらの様々な行為の遂行に際して、《決意の関与しない、理由根拠のない選択》による行為が共に遂行されることもある。人間の行為はこれら四種類の行為が相互に複雑に入り混りながら遂行されているのだが、主導的な役割を果たしているのは常にすでに《決意の関与しない、理由根拠のある選択》による行為である。

またこれまでの考察においてさらに、四種類の《任意》が指摘された。まず《決意の関与しない、理由根拠のない選択》による行為は、《決意が必要でない、理由根拠がない》という意味で《任意》である。次に《決意の関与する、理由根拠のある選択》による行為は、《権利上は本人が決定する》という意味で《任意》である。また《決意の関与する、理由根拠のない選択》による行為は、《権利上は本人が決定する、理由根拠がない》という意味で《任意》である。そして行為の質料は、《ほどよい範囲内でいいかげんであり、理由根拠がない》という意味で《任意》である。ところで実はさらに、人間のすべての行為および行為の質料は、他でありうるという意味において《任意》なのである。すなわち質料を含めて人間のすべての行為はどこまでも他でありうる可能性の遂行なのである。そして一瞬一瞬の行為が他でありうるという意味で、人間は常にすでに自由である。ただし人間は単に理論的な意味で自由なのではなく、存在論的な意味において自由である。というのも、物理現象も理論的には他でありうるのだが、人間の行為はその創造性において他でありうるのであって、人間はその創造性の主体として自由であるのだからである。しかし行為が調和的に展開している限りは、人は自己の行為の創造性と自由を自覚することはめったにない。人がその行為の創造的意味と自由とに気がつくのは主に、行為の自明な展開が中断されて《迷い》におそわれる時である。その時、彼の目の前には深淵が口を開く。彼は跳ばなければならない。

人間の行為についての以上の考察の成果を踏まえて、問題の《選択》について検討してみよう。選択肢は条件の全く等しい二つのグラスである。そして「ピュリダンのロバ」の話に従うならば、椅子に座っている人は喉がかわいていて目の前にある水を飲みたいのだが、両方のグラスからの刺激が全く等しいためにどちらのグラスを選ぶかを決めることができないことになるのである。ところでこの状況において問題となっている《選択》は、明らかに《決意の関与しない、理由根拠のない選択》である。すなわちこの場合、両方の選択肢は完全に等価であり、しかもどちらを選んでも結果は全く同じである。したがってどちらを選んでも「水を飲む」という目的が全く同様に果たされる以上、そこに《迷い》が生じる余地はなく、《選択》にあたって《決意》も《理由根拠》も必要ではない。この

場合の《選択》は《決意が必要でなく、理由根拠がない》という意味で《任意》なのであって、選択肢についての熟慮であるとか、熟慮の後の《決意》であるとかはそもそも必要ないのである。

喉がかわいていて目の前に水があれば、その水の中に毒物が混入されている可能性がある場合とか、他にも水を飲みたがっている人が何人かいる場合等々といったような、その水を飲むことに何らかの問題のある場合でなければ、人は迷うことなく水を飲むであろう。この場合の「水を飲む」という行為は、《決意の関与しない、理由根拠のある選択》による行為である。そしてどちらのグラスの水を飲むことになるかは、この「水を飲む」という行為が遂行される際に共に結果するにすぎない。すなわちその《選択》は、《決意の関与しない、理由根拠のない選択》なのである。

「ビュリダンのロバ」の話においては、《決意の関与しない、理由根拠のない選択》が、《決意の関与する、理由根拠のない選択》と混同されている。すなわち、双方からの刺激が全く等しく、どちらを選んでも達成される結果は全く同様であって《迷い》の生じ得ない状況に、《迷い》がもち込まれているのである。混同されている両方の《選択》は、選択肢がすべて等価であり、統制的原理が関与していないく、そこに《理由根拠》がないという点で共通している。ところが前者は、《決意が必要なく、理由根拠がない》という意味において《任意》であり、それは《選択》に際して《理由根拠》が必要とならない、問題とならないという意味で《理由根拠がない》ということなのであって、したがって前者はどちらでも構わないという意味において《任意》であるのに対して、後者は、《権利上は本人が決定する、理由根拠がない》という意味において《任意》であり、それは《決意》するための《動機》となる《理由根拠》が必要であるにもかかわらず見つからないという意味で《理由根拠がない》ということなのであって、したがって後者は、《理由根拠》が皆無であるにもかかわらず《決意》しなければならないという意味において、《任意》なのである。前者の場合どれを選ぼうと結果が同じで同様に目的が達せられるが、後者の場合はどれを選ぶかによって結果が異なるのである。前者の選択には《理由根拠》が必要ないのだが、後者の選択には《理由根拠》が必要であるにもかかわらずそれが見出せないのである。前者の場

合はどれを選ぶかが任意に決まるのだが、後者の場合はどれを選ぶかを任意に決めねばならないのである。したがって前者においては迷うことがなく《決意》が必要ないのに対して、後者においては迷った後に《決意》をせねばならないのである。

また《決意の関与しない、理由根拠のない選択》による行為は、行為の質料と類似している。つまり前者は、《決意が必要でなく、理由根拠がない》という意味で《任意》であり、後者は《ほどよい範囲内でいいかげんであり、理由根拠がない》という意味で《任意》であるが、前者も「ほどよい」選択肢内で「いいかげん」であると言うことができ、また後者にも《決意》は必要ないのである。両者は共に何らかの行為に際していっしょに結果するにすぎず、そこには統制的原理が関与していない、したがって《理由根拠》がなく、共に迷うことなく任意に決まるのである。ただし前者は《選択》による行為であってそこには選択肢が成立しているのに対して、行為の質料は、微妙な局面では端的に決めがたい場合があるにせよ要するに質料と見なされる限りは、選択肢ではない。しかしうにかく両者は共に、何らかの行為に際して《理由根拠》なしにいっしょに結果するにすぎないのである。ところが「ビュリダンのロバ」の話は、行為の遂行において《理由根拠》がそもそも必要のない契機に《理由根拠》を求めるという誤りを犯していて、その結果、ロバは枯草を前にして餓死するであろうという奇妙な結論に陥っているのである。この種の誤りをさらに想定して、《理由根拠》が必要でない行為や行為の質料に《理由根拠》を求めるならば、ロバはどちらの枯草を食べるかを決めることができたとしても、結局はそれを食べることができずにやはり餓死することになってしまう。つまり、ロバはどちらの枯草を食べるかを決めてその枯草に向って歩き出そうとしても、右足を先に出さねばならない理由もなければ左足を先を出さねばならない理由もなく、かくしてロバは永久に歩き出すことができないことになるのである。またたとえどちらかの足を先に出すことができたとしても、歩幅 $14.613\text{cm}$ で歩かなければならぬ理由もなければ、 $14.614\text{cm}$ 、 $14.615\text{cm}$ 等々のいずれの歩幅で歩かなければならぬ理由もなく、また時速 $3.1026\text{km}$ で歩かなければならぬ理由もなければ、 $3.1027\text{km}$ 、 $3.1028\text{km}$ 等々のいずれの速度で歩かなければならぬ理由もなく、かくしてロバは永久に枯草まで歩くことが

できないことになるのである。またたとえロバは枯草の前まで歩くことができたとしても、枯草から14.936cmの所で立ちどまってそれを口にくわえてなければならぬ理由もなければ、14.937cm, 14.938cm等々のいづれかの所でなければならぬ理由もなく、かくしてロバは永久に枯草を口にくわえることができないことになるのである。またたとえ枯草を口にくわえることができたとしても、それを29回かんでからのみこまなければならぬ理由はなく、30回でなければならぬ理由も31回でなければならぬ理由もなく等々、かくしてロバは永久に枯草を口にくわえたまま立っていなければならぬことになるのである。

このように「ビュリダンのロバ」の話が奇妙な結論に陥るのは、そこに行行為の構造についての事象に即した解明が欠けていて、人間の行為を刺激とそれに対する反応という図式でのみとらえているがためである。ところが刺激は、人間の行為の動機となりうる可能態なのであり、またこの図式は人間の行為を成り立たしめている一つの要因にすぎないのである。人間の一連の行為は、『刺激一反応』という図式によってのみ説明されうる個々の行為の単なる寄せ集めから成り立っているのではない。刺激を孤立させて取り出してそれを『刺激一反応』の図式にあてはめようとしても無理なのであり、またひとつひとつの行為を孤立させて取り出して、それらすべてを刺激と反応の関係のみで説明しようとしても無理なのである。むしろ、刺激、『刺激一反応』の図式、および個々の行為が、その可能性と役割と機能において、行為の構造によって理解されるべき一連の行為の中に位置づけられ、とらえられねばならないのである。

(おおたき ともはる 哲学)